

検討事項案その25 (仲裁法制に関するとりまとめについて〔その6〕)

【目次】

1 個別労働関係紛争に関する仲裁の特則について

1 個別労働関係紛争に関する仲裁に関する特則について

【参照】検討会資料35

当面の暫定的な措置として、個別労働関係紛争に関する仲裁契約は、紛争発生後に締結したもののみを有効とし、将来生じる紛争を対象とする仲裁契約は無効とする。